

歩掛参考見積募集要領

次のとおり歩掛参考見積を募集します。

令和8年 2月10日

独立行政法人水資源機構

揖斐川・長良川総合管理所長 荒川 敏之

1. 目的

この歩掛参考見積の募集は、横山ダム受託業務で予定している発注の積算の参考とするための歩掛を募集するものです。

2. 参考見積書提出の資格

- (1)水資源機構における令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格業者のうち、業種「その他の工事」の認定を受けていることとします。
- (2)営業に関し法律上必要とされる資格を有していることとします。
- (3)当機構から、木曾川水系及び豊川水系関連区域において指名停止を受けていないこととします。

3. 参考見積書の提出等

- (1)参考見積書は作業項目毎に必要な技術者、資機材の人数等を記載して提出してください。また、消費税および地方消費税は計上しない見積としてください。なお、参考見積書の様式は問いませんが、歩掛の体系については別紙-2を参考に作成をしてください。
- (2)提出期間 令和8年2月19日(木)から令和8年2月20日(金)まで
持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで
- (3)提出場所
独立行政法人水資源機構 揖斐川・長良川総合管理所長 荒川 敏之 宛
【担当】徳山ダム管理所 西岡
〒501-0815 岐阜県揖斐郡揖斐川町開田448
TEL：0585-52-2910 FAX：0585-52-2325
- (4)提出方法
書面は持参、郵送又はFAX（社印があること）により提出するものとします。責任者、担当者の部署名、氏名、連絡先を明記することにより社印を省略することができます。

4. 参考見積内容

- (1)業務基本条件
「見積特記仕様書」のとおりとします。
- (2)構成と歩掛見積範囲
 - ①本歩掛参考見積を適用する構成は、当機構が別に制定する「積算基準及び積算資料（土木工事編）及び（調査等編）」（以下「基準書」という。）によるものとします。
 - ②歩掛参考見積の募集範囲は基準書で定義されている直接人件費のうち、「見積特記仕様書」の内容を実施する為に必要な人数等を募集します。
- (3)職種と定義

国土交通省が公表している「令和7年3月から適用する公共工事設計労務安価」「令和7年度設計業務委託等技術者単価」によるものとします。

(4)見積有効期限 令和9年3月末日まで

5. 募集要領に対する質問

この募集要領に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出してください。

(1)提出期間：令和8年2月10日(火)から令和8年2月13日(金)まで

持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後17時まで

(2)提出場所：3. (3)に同じ。

(3)提出方法：3. (4)に同じ。

6. 質問に対する回答

質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供します。

(1)閲覧期間：令和8年2月17日(火)から令和8年2月20日(金)まで

(2)閲覧方法：ホームページに掲載します。

7. 参考見積書作成及び提出に要する費用

参考見積提出者の負担とします。

8. ヒアリング

提出していただいた参考見積書についてヒアリングを実施することがあります。

9. その他

この参考見積書をご提出いただいたことで、指名又は競争参加資格をお約束するものではありません。

ご提出いただいた参考見積書は、業務積算の目的以外には使用いたしません。

以 上

令和7年度横山ダム維持補修工事（仮称）

見積用特記仕様書

独立行政法人水資源機構
揖斐川・長良川総合管理所

第1編 共通編

第1章 総則

第1節 適用

1-1 適用

1. この特記仕様書は、独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）が別に定める「土木工事共通仕様書（令和6年4月）」（以下「共通仕様書」という。）及び「土木工事施工管理基準（令和6年4月）」に優先して、令和7年度横山ダム維持補修工事（仮称）（以下「本工事」という。）に適用する。
2. 図面及び現場説明書並びに現場説明に対する質問回答書は、共通仕様書に優先して適用する。
3. 各種基準等に記載されている「請負者」は「受注者」に読み替えるものとし、各種工事書類様式に記載されている「請負者」は「受注者」に修正して使用するものとする。

第2節 工事場所

岐阜県揖斐郡揖斐川町東横山地内

第3節 工期等

3-1 工期

1. 工期は、雨天、休日等を見込み、契約締結の翌日から令和〇年〇月〇日とする。
なお、休日には、日曜日、祝日、夏期休暇及び年末年始休暇のほか、作業期間内の全土曜日を含んでいる。

工期には、施工に必要な実日数以外に以下の事項を見込んでいる。

準備期間	○日間
後片付け期間（後片付け、契約変更手続き期間等）	○日間
雨休率（実働工期日数に休日と天候等による作業不能日 ※を見込むための係数 実働日数×係数）	〇．〇〇
契約手続き期間	○日間

※雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日は以下のとおりである。

- イ) 1日の降雨・降雪量が10mm/日以上の日：○日間
過去5か年（2020年4月～2025年3月）の揖斐川町雨量データより算出
- ロ) 8時から17時までのWBGT値が31以上の時間を足し合わせた日数：○日間（少数第1位を四捨五入（整数止め）し、日数換算した日数）
過去5か年（2020年～2024年）の環境省（揖斐川地点）のデータより年間の平均発生日数を算出
- ハ) 雨休率は「休日」と「天候等による作業不能日」を重複して設定しない
- ニ) 後片付け期間を残して現場施工（仮設物の撤去等を除く）が概ね完了するよう努める
- ホ) 契約更新手続き期間等を残して業務が概ね完了するよう努める
- ト) 工事休止期間として、洪水期（6月16日～10月15日）までを見込んでいる。

2. 著しい悪天候や気象状況により「天候等による作業不能日」が工程（発注者積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるをえなかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

3-2 工事工程の共有

1. 受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、監督員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

- ① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合

- ② 著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合
- ③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- ⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

3-3 週休2日制適用工事

1. 本工事は、監督員と受注者双方が工程調整を行うことにより、完全週休2日（土日）を達成するよう工事を実施する「現場閉所による週休2日制適用工事（発注者指定方式）」の試行工事である。

2. 週休2日の考え方は下記のとおりである。

(1) 週休2日

対象期間において以下の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

また、「災害等の緊急時に発注者が作業を要請した場合」「異常気象による安全パトロール」

「休日に開催される現場見学会等」等の現場閉所日の取り扱いについては、監督員との協議により決定するものとする。

①完全週休2日（土日）

対象期間内の全ての週において、現場閉所を土曜日・日曜日に指定し、1週間に2日以上現場閉所を行ったと認められる状態をいう。週の定義は月曜日から日曜日とする。

②月単位の週休2日

対象期間内の全ての月において、現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月については、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上に現場閉所を行っている状態をいう。

③通期の週休2日

対象期間において、現場閉所率が28.5%（8日/28日）以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(2) 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

また、受注者の責によらず土曜日・日曜日に施工を行わざるを得ない場合は、土曜日・日曜日に代わる現場閉所日を受発注者間で協議し設定する。

なお、業務委託期間及び出水期（6月16日～10月15日）は対象としない。

(3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

3. 受注者は、土木工事共通仕様書「1-1-1-4 施工計画書」に基づき、工事着手前に提出する施工計画書に法定休日・所定休日（週休二日の導入）を記載するものとする。

4. 現場閉所を行うときは、監督員へ事前に連絡すること。ただし、以下に該当する場合は、連絡は不要である。

①施工計画書に記載した法定休日・所定休日の場合

②週間工程会議等により監督員が事前に把握している場合

③機構が休日の場合

5. 監督員は、受注者の現場閉所率の状況について月1回程度を目安として確認するものとし、受注者側の週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、週休2日が確保できるよう改善に取り組むものとする。

6. 工事完了後、週休2日の取得結果が確認できる「取得報告書」を作成し、監督員に提出するものとする。なお、取得報告書の様式は任意とするが、週単位の週休2日が確認できるものとする。
7. アンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。
8. 対象期間において、明らかに受注者側に通期の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、工事成績評定から内容に応じて、点数を減ずる措置を行うものとする。
9. 週休2日に掛かる費用については、当初予定価格から完全週休2日（土日）を達成した場合の補正係数を労務費、市場単価、土木工事標準単価、共通仮設費率、現場管理費率に乗じているが、現場閉所の達成状況を確認後、完全週休2日（土日）を達成していないものは、補正係数を月単位の週休2日に変更する。その際、月単位の週休2日が未達成であった場合は補正係数を除した変更とする。
完全週休2日（土日）及び月単位の週休2日の補正係数は以下のとおりとする。

補正項目	完全週休2日 (土日)	月単位の週休2日
労務費	1.02	1.02
共通仮設費率	1.02	1.01
現場管理費率	1.03	1.02

10. 工事現場において、週休2日制適用工事である旨を工事看板等において明示することとする。

第4節 総価契約単価合意方式

1. 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額の算定や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式の対象工事である。
2. 共通仕様書3-1-1-1第2項、第6項及び第7項に係る規定は適用しないものとする。
受注者は、契約書第3条第1項の規定に基づく内訳書を発注者に提出した後に、当該工事の工事費構成書の提示を求めることができるものとする。
3. 発注者・受注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。

第5節 低入札工事の対応

5-1 適用

基準価格を下回る価格で落札した場合において、受注者は以下の対応に応じなければならない。

5-2 施工計画書の内容のヒアリング

受注者は共通仕様書に基づく施工計画書の提出に際して、その内容のヒアリングを監督員から求められたときは、受注者の支店長、営業所長等は応じなければならない。

5-3 施工体制台帳のヒアリング

受注者は施工体制台帳の提出に際して、その内容のヒアリングを監督員から求められたときは、受注者の支店長、営業所長等は応じなければならない。

5-4 立会による確認、段階確認及び施工記録の提出

監督員は確認、立会等について、別途指示することができるものとする。

5-5 技術者の配置

監理技術者の配置が義務づけられている工事において、契約の相手方が、当機構が発注した工事に関し、入札日から過去2年以内に竣工した工事、あるいは入札時点で施工中の工事にお

いて、以下の事項に該当する場合、監理技術者とは別に、同等の要件を満たす技術者を、専任で1名現場に配置するものとする。

- (1) 65点未満の工事成績評定を通知された企業
- (2) 発注者から施工中又は施工後において工事請負契約書に基づいて修補又は損害賠償を請求された企業。ただし、軽微な手直し等は除く。
- (3) 品質管理に関し、統括監督職員から書面により警告若しくは注意の喚起を受けた企業
- (4) 安全管理に関し、指名停止又は統括（主任）監督職員から書面による改善命令、警告若しくは注意の喚起を受けた企業
- (5) 自ら起因して工期を大幅に遅延させた企業

第6節 新技術の活用

1. 受注者は、施工に先立ち、当該工事内容について十分把握の上、指定若しくは提案された技術を除き、新技術情報提供システム（NETIS）等を用い、新技術等の適用の有無や試行現場照会中の技術の活用について検討し、活用可能な新技術等がある場合は、提案を行うことができる。
2. 当該技術提案が設計図書等で定められた事項に係るものでない場合は、設計変更を行わない。また、当該技術提案が設計図書等で定められた事項に係るものである場合は、発注者と受注者とが協議の上で、設計変更を行うものとする。
3. 受注者は、本工事によって知り得た当該技術に係わる情報は、監督員の許可なく公表してはならない。

第7節 ワンデーレスポンス

1. 本工事は、ワンデーレスポンス対象工事である。
「ワンデーレスポンス」とは、受注者からの質問、協議への回答は、基本的に「その日のうち」に回答するよう対応することである。「その日のうち」とは、受注者からの打合せ簿の提出が午前中の場合は「当日」、午後の場合は「翌日中」とする。ただし、閉庁日を除く。また、「その日のうち」に回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者に確認のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることとする。
2. 受注者は施工計画に基づいて適正な計画工程を作成し、工事の先々を予見しながら施工するものとする。
3. 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督員へ報告すること。
4. 発注者が効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合、受注者は協力すること。

第8節 ウィークリースタンス

1. 監督員及び受注者は「ウィークリースタンス」として、以下の事項を相互で確認し取組むことにより、工事現場環境の改善を行うものとする。
 - ①依頼日・時間及び期限に関する事項
 - ②会議・打合せに関する事項
 - ③業務時間外の連絡に関する事項
2. 受注者は確認した「ウィークリースタンス」の内容について、共通仕様書1-1-1-4 施工計画書に記載するものとする。
3. 「ウィークリースタンス」の取組は、工事の進捗に影響を及ぼさない範囲で実施するものとし、災害対応等の事態が発生した場合には適用しない。

第9節 遠隔臨場による工事検査の実施（受注者希望型）

1. 遠隔臨場による工事検査の実施
「遠隔臨場による工事検査」は、受注者における「工事検査に伴う移動時間の削減や工事関係書類の簡素化」や発注者（監督員・検査員）における「現場実地（現場臨場）の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、

動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ、360度カメラ等)とWeb会議システム等を介して工事实施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査項目を遠隔で行うものである。なお、遠隔臨場による工事検査は、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領』の内容に従い実施する。

2. 遠隔臨場による工事検査の対象

遠隔臨場による工事検査は、完成検査、中間検査、既済部分検査における、工事实施状況、出来形、品質、出来ばえの各検査項目を対象とし、以下の表に示す。また、全ての検査を対象とするが、現場条件や、7.3 検査項目の適応性を踏まえ、従来方法(対面書類検査、現場実地検査)を選択することも可能である。

凡例 ○：遠隔臨場による工事検査の対象

	工事实施状況	出来形		品質		出来ばえ	
		書類	実地	書類	実地	書類	実地
完成検査	○	○	○	○	○	○	○
中間検査	○	○	○	○	○	○	○
既済部分検査	○	○	○	○	○	○	○

3. 遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目

現場条件により遠隔臨場による工事検査の適応性が一致しない場合も想定されることから、検査項目での適用・不適用については、監督員が検査員と調整・決定し、受注者に遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目を連絡する。遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目については、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ判断する。

4. 実施内容

(1) 技術検査、工事検査での実施

受注者が動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ、360度カメラ等)により取得した映像及び音声をWeb会議システム等を介して工事实施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査を実施するものである。

(2) 機器の準備

遠隔臨場による工事検査に要する動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ、360度カメラ等)やWeb会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督員と協議し決定するものとする。

(3) 遠隔臨場による工事検査を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場による工事検査が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で予備日を取り決めて検査日を連絡する。

(4) 検証

遠隔臨場による工事検査を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督員の指示による。

(5) 費用

遠隔臨場による工事検査にかかる費用については、受発注者間の協議を踏まえ、設計変更時に技術管理費に積上げ計上する。

(6) 不正行為

遠隔臨場による工事検査において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、『建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準(令和5年3月3日付国不建第578号)』等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第10節 工事書類の作成

1. 工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類スリム化ガイド(令和7年9月)」を参考に書類の電子化、受発注者間での作成書類の役割分担の明確化、書類の削減等に留意すること。

2. 「工事関係電子書類一覧表」により、工事着手前に「作成書類の役割分担」、「作成書類の位置付け」に関して「協議」するものとする。

また、「協議」の内容を変更する場合は、改めて、受発注者で協議を行うものとする。

3. 電子により提出、提示した書類については、検査時その他の場合においても紙での提示、提出は行わないものとする。

第11節 情報共有システムの活用

1. 本工事は、監督員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。

2. 受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、監督員と協議し承諾を得なければならない。使用する情報共有システムは以下に掲載する最新版を使用する。

掲載URL：https://www.cals-ed.go.jp/jouhoukyouyuu_taiou/

3. 監督員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーID数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督員の確認を得た上で決定する。

4. 受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。

- ① 情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える事
- ② サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う事
- ③ ②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる事

第12節 「設計・施工連携会議（三者会議）」の設置

本工事は、受注者から「設計・施工技術連携会議（三者会議）」（以下、「三者会議」という。）の開催を要請した場合、明らかに会議開催の必要性が乏しいと判断される場合を除き、公共工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、発注者、設計者、施工者（工事受注者）の三者が工事着手前等において一堂に会して、事業目的、設計思想・条件等の情報の共有及び施工上の課題、新たな技術提案に対する意見交換等を行う「三者会議」を開催するものとする。

受注者は、「三者会議」の開催を要請する場合、監督員と協議するものとする。

「三者会議」を開催する場合の運用にあたっては、監督員が通知する「設計・施工連携会議（「三者会議」）運用方針」によるものとする。

第13節 調査資料等

受注者は、本工事の施工計画及び実施工程表を作成するため、次の調査資料を閲覧することができる。ただし、調査資料は契約書第1条にいう「設計図書」ではない。

1. 気象・水文関係資料
2. 地質調査関係資料
3. 工事用地関係資料
4. 保安林関係資料
5. 環境調査関連資料
6. 自然公園法関係資料
7. 埋蔵文化財関係資料
8. 令和6年度横山ダム貯水池整備工事完成図書
9. 令和6年度横山ダム貯水池測量業務報告書
10. その他、監督員が必要と認める資料

第14節 コリンズ（CORINS）への登録

1. 工事カルテの作成、登録については、共通仕様書第1編1-1-1-5によるものとする。

2. 受注者は、工事受注後又は施工中において、当工事に係る悪質で不誠実な行為（一括下請負等）が発覚し、指名停止の措置を受けた場合は、登録済みの工事カルテの取り下げを行うものとする。

第15節 工事用地等の使用

15-1 工事用地等

1. 発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）は、特記仕様書第1章第12節（調査資料等）に示すとおりである。

第16節 他工事との協力

1. 下記工事とは現場が連続し施工が輻輳することから、施工手順・工程については、当該工事の受注者と十分な打合せを行い、工事の円滑な進捗に努めるものとする。
2. 本工事との調整工事は以下のとおりとする。

工 事 名	施工範囲	工期
令和8年度横山ダム維持修繕工事（仮称）	横山ダム貯水池周辺	令和8年4月～令和9年3月
令和8年度横山ダムオリフイスゲート設備整備工事（仮称）	横山ダム堤体周辺	令和8年6月～令和9年3月
令和8年度横山ダム管理設備修繕工事（仮称）	横山ダム堤体周辺	令和8年6月～令和9年3月
中部管内ダム用ゲート設備外点検業務（仮称）	横山ダム堤体周辺	令和8年4月～令和9年3月

第17節 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

1. 受注者において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。
また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
2. 1. により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
3. 1. 及び2. の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。

第18節 建設副産物等

18-1 一般事項

受注者は、建設副産物の取り扱いにあたっては、共通仕様書に定めるもののほか、「建設汚泥の再生利用に関する実施要領について（平成18年6月13日付け18技第33号）」も遵守するものとする。

18-2 建設副産物実態調査（センサス）

本工事は建設副産物実態調査（センサス）の対象工事である。

受注者は、資材の利用及び搬出の有無にかかわらず、再生資源利用〔促進〕計画書及び実施書を以下の国土交通省HP掲載の「建設リサイクル報告様式（計画書・実施書）」により作成するものとする。

URL:http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm

再生資源利用〔促進〕計画書は、施工計画書に添付するとともに、電子データを監督員に提出するものとする。

再生資源利用〔促進〕実施書は年度毎及び工事完成時に電子データで監督員に提出するものとする。

18-3 再生資源利用計画

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督員に提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用促進計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

18-4 再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等

受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。

また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

第19節 設計変更等

設計変更等については、契約書第18条から第24条及び共通仕様書第1編1-1-1-13から1-1-1-15に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）」（独立行政法人水資源機構平成27年11月）に準拠するものとする。

第20節 数量の算出

数量の算出には国土交通省国土技術政策総合研究所ホームページ掲載の土木工事数量算出要領（案）を使用する。

第21節 主任技術者等

21-1 主任技術者等

1. 本工事の主任技術者、監理技術者は、受注者が提出した競争参加資格確認申請書に記述した配置予定の技術者でなければならない。

なお、以下に該当する場合で監督員と協議のうえ認められたもの以外は、原則、当該技術者を変更することはできないものとする。

- 1) 死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の場合
- 2) 受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合
- 3) 工場から現地へ工事の現場が移行する場合
- 4) 工事工程上、当該技術者の交代が合理的な場合
- 5) 上記1) から4) において途中交代を認める際の現場対応

- ① 交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とする。
- ② 交代前後における当該技術者の技術力が同等以上に確保されること。
- ③ 工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に設置する。

また、発注者から説明を求められた場合は当該技術者及びその他技術者の職務分担、本支店等の支援体制に関する情報を説明しなければならない。

21-2 主任技術者等の専任期間

主任技術者等の専任が義務づけられている工事における主任技術者等の専任期間は、原則として本工事の工期中とするが、次に掲げる期間については工事現場への専任を要しない。

- ① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間）
- ② 契約書第20条による工事全面一時中止期間、又は設計図書に定める工事休止期間。
- ③ 工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間。
- ④ 工事完成検査に合格後の期間（発注者の都合により検査が遅延した場合は、その期間も専任を要しない）

21-3 現場代理人の他の工事との兼任

現場代理人については、以下の①から④を全て満たす他の工事において、発注者が認めた場合には、兼任することが出来るものとする。

- ① 他の工事の規模・内容について、安全管理、工程管理等の工事現場の運営、取締り等が困難なものでないこと（主任技術者又は監理技術者の専任が必要とされない工事規模であること）
- ② 発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡をとれること
- ③ 兼任できる他の工事（他機関が発注する工事も含む）は1件までとし、現場間の距離が20km以内であること
- ④ 発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かえる体制が整備されていること

第22節 施工管理

22-1 管理基準

1. 本工事の施工管理は、機構が別に定める「土木工事施工管理基準（令和6年4月）」によるものとする。

なお、この管理基準により難しい場合及び基準、規格値が定められていない工種については、監督員と協議の上、施工管理を行うものとする。

2. 本工事の写真管理は、機構が別に定める「土木工事施工管理基準（令和6年4月）」によるものとする。なお、「撮影項目」、「撮影頻度等」が工事内容に合致しない場合は、監督員と協議の上、写真管理を行うものとする。

第23節 工事中の安全確保

23-1 工事における安全確保

工事中に安全管理上の処置が不適切であった場合は、発注者は労働災害に対する安全管理上の改善命令等を行い、履行報告書の提出を求めることがある。

23-2 重点的安全対策

1. 工事の施工にあたっては、機構で組織する中央安全協議会が定める「重点的安全対策」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。

なお、令和元年度における「重点的安全対策」の項目は以下の3項目である。

- I. 建設機械の稼働に関連した人身事故防止
- II. 転落・墜落による人身事故防止
- III. 架空線、埋設管等の損傷事故防止

2. 受注者は、施工計画書を立案する際に、現場状況等を事前に確認し、現場条件・工事内容等に即した安全管理を検討するとともに、重点的安全対策の具体的な実施方法を施工計画書に明記するものとする

3. 受注者は、工事に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち、資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。

- ① 労働安全衛生法第19条の2に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育
- ② 労働安全衛生法第60条の2に基づく車両系建設機械運転従事者、移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育
- ③ 厚生労働省通達に基づくドラッグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認識教育

23-3 工事看板等

工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については、監督員の承諾を得るものとする。

第24節 快適トイレの設置

1. 内容

受注者は、監督員との協議により快適トイレを設置する場合、(1)から(11)の仕様を満たすものとする。なお、(12)から(17)については、推奨する仕様、付属品であり、必須とはしない。

【快適トイレに求める機能】

- (1) 洋式便器
- (2) 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- (3) 臭い逆流防止機能
- (4) 容易に開かない施錠機能
- (5) 照明設備
- (6) 衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

【付属品として備えるもの】

- (7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- (8) 入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）
- (9) サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
- (10) 鏡と手洗器
- (11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- (12) 室内寸法900×900mm以上（面積ではない）
- (13) 擬音装置（機能を含む）
- (14) 着替え台
- (15) 臭気対策機能の多重化
- (16) 室内温度の調整が可能な設備
- (17) 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

2. 快適トイレ設置に際しての配慮事項

快適トイレの設置に際しては、以下の(1)～(6)に配慮することとする。

- (1) 全般
快適トイレの設置にあたっては、あらかじめ、建設現場で働く者の意見を聞く
- (2) 設置位置
男性トイレと女性トイレや喫煙所は隣接して設置せず、一定の距離を確保する
- (3) 動線の配慮
男性トイレと女性トイレは入口を分ける等の動線の配慮をする
- (4) ドアの向き
トイレのドアは、開けたら真正面ということのないよう、便座と直角の向きのドアを採用するなどの工夫をする
- (5) 照明
窓の大きさに応じて、中にいる人のシルエットが窓に映り込むことのないよう、照明をスポットライト式にするなどの工夫をする
- (6) 室温
トイレ内の室温を快適に保つため、冷暖房、扇風機等の設備を備え付けるなどの配慮をする

3. 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、設計変更の対象とする。

受注者は、快適トイレの設置に先立ち「1. 快適トイレの仕様」を満たすことを示す書類及び見積書を添付し、規格・基数等の詳細について監督員と協議するものとする。

快適トイレの費用については、従来品相当（10,000円/基・月）を差し引いた後、51,000円/基・月を上限として設計変更の対象とする。

対象数量の上限は、男女別で各1基とし2基/工事（「施工箇所が点在する工事の積算」適用工事においては「工事」を「施工箇所」に読み替える）までとする。

なお、ハウス型等の男女別トイレが一体型となっている場合、男女別の入口になっている場合に限り、1ハウスで102,000円/基・月を上限とし設計変更の対象とする。

1. 本工事は、夏季における真夏日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に係る経費に関して「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を行う試行工事である。
2. 真夏日の考え方は次のとおりである。
 - (1) 真夏日の定義
以下の①～③のいずれかに該当した場合、真夏日として計上する。
ただし、不稼働日（休日（土日、祝日、年末年始及び夏季休暇）、天候等による作業不能日等を考慮した作業不能日）は、真夏日に含めないものとする。
なお、施工現場から最寄りの観測所での観測値を基本とするが、観測条件等を考慮し受発注者間の協議により観測所を決定することができるものとする。
①環境省が公表している暑さ指数（WBGT）が日最高25以上の場合
②気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が30度（℃）以上の場合
③夜間工事については、作業時間帯の暑さ指数（WBGT）が最高25以上の場合又は最高気温が30度（℃）以上の場合
 - (2) 基準日及び対象期間
基準日は、工事着手日を基本とする。
対象期間は、基準日から工事完成日までの期間とする。
なお、年末年始6日間（12月29日～1月3日）、夏季休暇3日間（土日を除く）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は対象期間に含まないものとする。
ただし、工事完成日が夏季となる場合については、契約変更手続き期間等を踏まえ受発注者間の協議で工事完成日を定めるものとする。
 - (3) 真夏日率の算出
真夏日率の算出は以下のとおりとする。真夏日率（％）＝対象期間中の真夏日日数（日）÷対象期間（日）
 - (4) 現場管理費の補正
現場管理費の補正は、対象期間中の真夏日の状況に応じて補正値を算出するものとし、現場管理費に加算する。
なお、補正は契約変更において行うものとする。
真夏日補正値（％）＝真夏日率（％）×真夏日補正係数※1
※1：真夏日補正係数 1.2

第26節 環境対策

26-1 環境物品等の調達

受注者は、本工事の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定められた水資源機構の特定調達品目（以下、「特定調達品目」という）の使用を積極的に推進するものとする。設計図書に定めがあるものについて、特定調達品目への変更が可能である場合は、監督員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

第27節 交通安全管理

27-1 交通に対する規制

1. 受注者は一般車両と共用する区間について、一般車両の交通安全対策に十分留意し、必要な対策を実施するものとする。
2. 工事現場への資材、重機等の搬入出は、国道417号線によるが、搬入出に際しては一般車両の交通安全確保に万全を期すものとする。
3. 受注者は工事に使用する車両について、その旨を明示した車両とするものとする。

27-2 交通安全管理

工事用道路は、関連工事と共用するため、受注者は関連する工事受注者と緊密に打合せし、相互の責任区分を明確にして使用するものとする。

27-3 過積載による違法運行の防止対策

受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

- ① 積載重量制限を越えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。

- ② さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- ③ 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
- ④ 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行った場合、さし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
- ⑤ 建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
- ⑥ 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

27-4 特殊車両通行許可関係図書の確認

共通仕様書1-1-1-33交通安全管理第15項における道路法第47条の2に基づく通行許可の確認は、下記について実施するものとする。また監督員からの求めがあった場合には確認結果等を提示しなければならない。

- ① 当該車両に関する特殊車両通行許可証
- ② 現場到着地点及び現場出発時における荷姿（荷姿全景、ナンバープレート等通行許可証との照合可能な写真を撮影しておくこと）
- ③ 車両通行記録計（タコグラフ）（夜間走行条件の場合のみ）

なお、当該車両の特殊車両通行許可証については、当該経路に関する部分の写しを、共通仕様書1-1-36官公庁等への手続等第3項に基づき、監督員へ提示するものとする。

第28節 不可抗力による損害

契約書第29条に定める不可抗力による損害については、共通仕様書に示す基準以外の洪水により、被害を生じた場合を含むものとする。

第29節 火災保険等

受注者は、共通仕様書1-1-1-41に示す保険の他、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。）に生じる損害を補填する保険（土木工事保険など）に付さなければならない。

第30節 震災対策

1. 受注者は地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。
2. 地震注意情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置等を講ずるものとする。

第31節 工事現場における説明性の向上

受注者は、事業名、事業の目的・内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書（概要書）を作成し、施工箇所の近隣住民等から説明を求められた場合は、工事の安全確保の支障のない範囲において、本工事の工事説明書を配付する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。

また、受注者は、工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。

第32節 参考資料等の取扱い

設計図書配布時に提示する参考資料（又は参考図）は、入札参加者の適切かつ迅速な見積に資するための資料であり、契約書第1条にいう設計図書ではない。

第2編 業務委託(設計業務)編

第1章 内容

第1節 適用

本編については、設計業務等共通仕様書(R6.4)に準拠するものとする。

第2節 目的

本編は、クレストゲート支承部補修のための工法検討、補修設計(安定計算含む)、施工計画の検討を行うものとする。

第3節 内容

3-1 設計計画

受注者は、目的・内容を把握したうえで、共通仕様書第1章第12節に基づき、業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

3-2 現地調査

受注者は、設計に必要な現地状況を把握するために現地調査を行うものとする。
測量・地質調査等を必要とする場合、受注者は監督員に協議するものとする。

3-3 補修工法検討

受注者は、現地条件を考慮したうえで、使用材料、支障条件、構造、付属物の形式等、詳細設計に当たり必要な設計の条件について技術的検討を加え、整理するとともに適用基準等との整合を図り、支承部補修のための工法決定を行うものとする。

3-4 補修設計

1. 受注者は、決定された工法に基づき、現地への搬入条件を考慮し、補修のための詳細設計を行うものとする。
また、補修工法において安定計算を行い、作業機械及び材料の種類、規格、寸法等を決定するものとする。
2. 受注者は、設計図を作成するものとする。設計図は、補修図、構造詳細図、仮設足場図を想定しているが、作成内容は工法結果を反映し、決定するものとする。
3. 受注者は、「土木工事数量算出要領(案)」を参考に数量作成をするものとし、かつ、工事数量総括表と相違が少なくなるようとりまとめるものとする。

3-5 施工計画

受注者は、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するために必要な施工計画を立案し、施工計画書を作成するものとする。また、工事部分における仕様書案を作成するものとする。

3-6 照査

1. 受注者は、照査技術者による照査の実施を行うものである。
2. 照査技術者による照査対象範囲は補修工法検討・補修設計・施工計画とする。
3. 照査技術者の資格は、下記に定める要件のいずれかを満たすもの、又は(1)と同等の能力と経験を有する技術者とする。なお、設計業務等共通仕様書第8節1.による通知は、監督員に委嘱する。

(1) 技術士

総合技術監理部門：建設－「鋼構造及びコンクリート」、「河川、砂防及び海岸・海洋」、「電力土木」、「施工計画、施工設備及び積算」

建設部門：「鋼構造及びコンクリート」、「河川、砂防及び海岸・海洋」、「電力土木」、「施工計画、施工設備及び積算」

(2) 公益社団法人土木学会が認定した次に掲げる資格分野の特別上級土木技術者、上級土木技術者若しくは1級土木技術者又は当該者となる資格を有する者。

【鋼・コンクリート】、【設計】、【メンテナンス】

(3) R C C M

【河川、砂防及び海岸・海洋】、【電力土木】、【鋼構造及びコンクリート】、【施工計画、施工設備及び積算】、

4. 基本事項の照査は、「詳細設計照査要領(令和4年3月：国土交通省)」に基づき実施するものとし、照査した結果については、照査報告書に含めて提出するものとする。

なお、照査要領に定めのない対象工種については、照査要領を参考に監督員と協議のうえ実施するものとする。

5. 照査の各段階における打合せ又は報告については、打合せ協議と同時に行うものとし、照査関係のみを目的とした打合せは行わない。

3-7 報告書作成

本節で作成した成果を取りまとめ、報告書を作成するものとする。

3-8 打合せ協議

本節の打合せ回数は、本節着手前・完了時の2回以上とする。

第4節 資料の貸与胃及び返却

1. 貸与資料は、次のとおりである。

(1) 平成21年度横山ダム貯水池上流部土砂掘削工事

(クレストゲート操作橋支承部補修検討業務 編)【平成22年3月】

(2) その他、監督員が必要と認めた資料

2. 受注者は、上記1. に定める以外の資料が必要となった場合は、監督員と協議するものとする。

第5節 成果品の提出

成果品は、工事完成図書に含めて提出するものとする。

第6節 設計変更等

設計変更等の具体的な考え方や手続きについては、「土木設計業務等変更ガイドライン(平成27年11月)」(独立行政法人水資源機構)による。

第3編 土木工事編

第1章 材料

第1節 工事材料

工事材料は、第2編_業務委託(設計業務)より決定することから、材料の品質および検査については、監督員と現場代理人との協議に基づき決定するものとする。

第2章 土木工事共通編

第1節 立会による確認

受注者は、共通仕様書に定めるほか、第2編_業務委託(設計業務)より決定することから、立会項目については、監督員と現場代理人との協議に基づき決定する。なお受注者は、種別、細別、立会項目等を事前に監督員へ書面により提出しなければならない。

ただし、監督員に通知後、監督員が立会に代わる他の方法を指示した場合は、この限りではない。

第2節 成果品の納品等

2-1 納品等の方法

1. 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「工事完成図書の電子納品等要領令和6年3月：国土交通省）」(以下「要領」という。) (URL: http://www.cals-ed.go.jp/cri_point/)に基づいて作成した電子データを指す。
2. 成果品は、「要領」に基づいて作成した電子成果品を電子媒体(CD-R又はDVD)で2部提出する。「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督員と協議の上、電子化の是非を決定する。
なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】(令和6年3月：国土交通省)」(http://www.cals-ed.go.jp/cri_guideline/)に基づき行うものとし、工事着手前に「事前協議チェックシート(土木工事用)」を用いて監督員と協議するものとする。
3. 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。

2-2 工事完成図書の提出

1. 工事完成図書は次のとおり提出するものとする。
 - (1) 電子媒体(CD-R又はDVD-R) 1式(2部)
2. 受注者は、工事完成図書の電子媒体の提出にあたっては、水資源機構ホームページに掲載している「技術情報インデックスファイル」を作成し、電子媒体で格納して提出するものとする。

第3節 ウィルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督員へ電子データを提出する際には、ウィルス対策を実施した上で提出等を行わなければならない。

また、監督員へ提出する電子データの作成、メールの送信を行うパソコンのウィルスチェックソフトについては、常に最新データに更新(アップデート)しなければならない。

第4節 情報の漏洩、窃用等の対策

受注者は、工事の施行のため、パソコン等の情報機器を使用するにあたり情報の漏洩、窃用等の対策をとらなければならない。対策については、個人情報保護法、情報セキュリティ関連法令等に準拠しなければならない。

また、水資源機構情報セキュリティポリシーの入手が必要な場合は、監督員に提示を依頼するものとする。

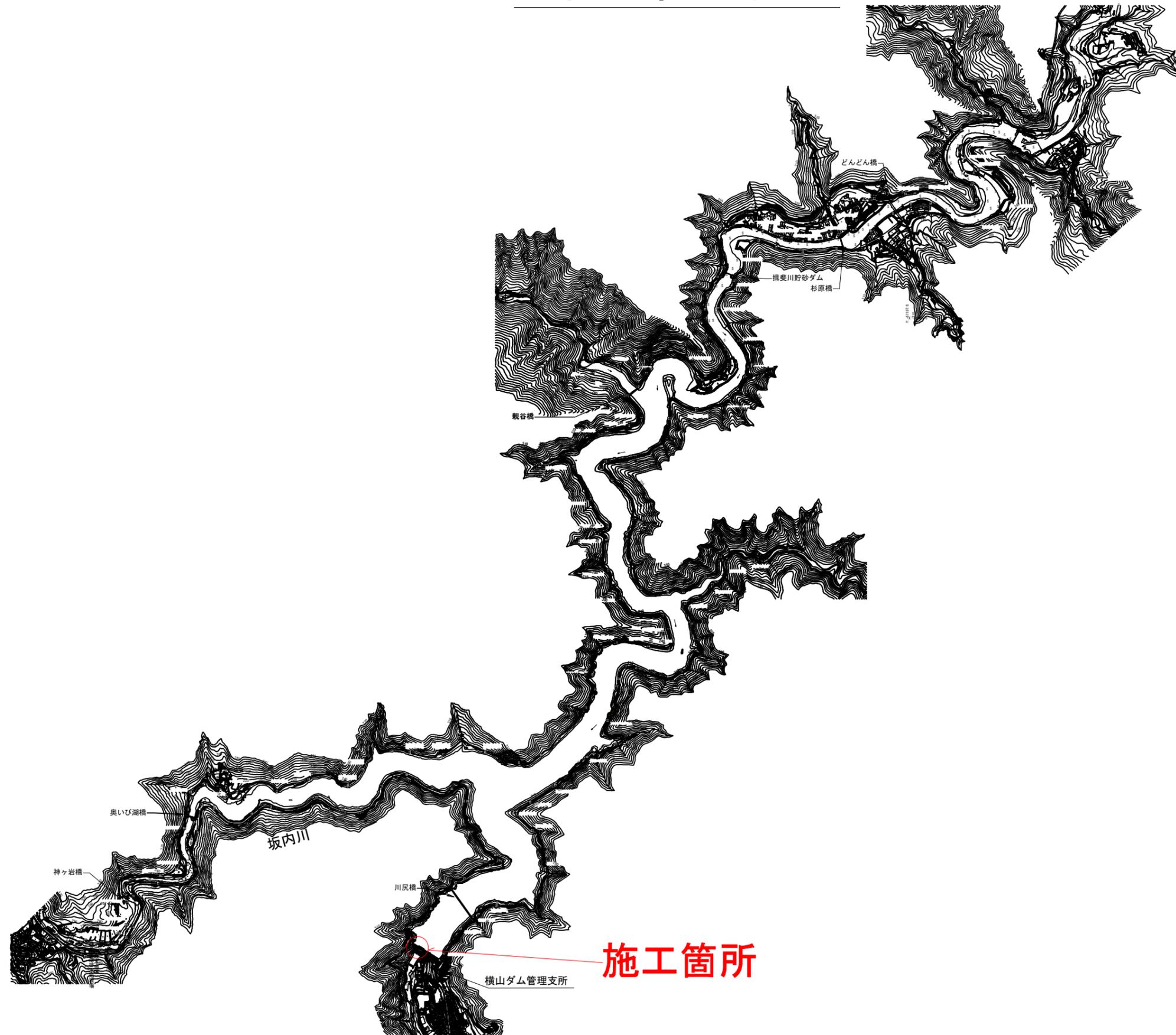
第3章 一般施工

第1節 一般事項

1. 本工事は、クレストゲート支承部補修を実施するものである。
2. 本工事は、第2編_業務委託(設計業務)より決定することから、施工内容については、監督員と現場代理人との協議に基づき決定し、設計変更の対象とする。

以 上

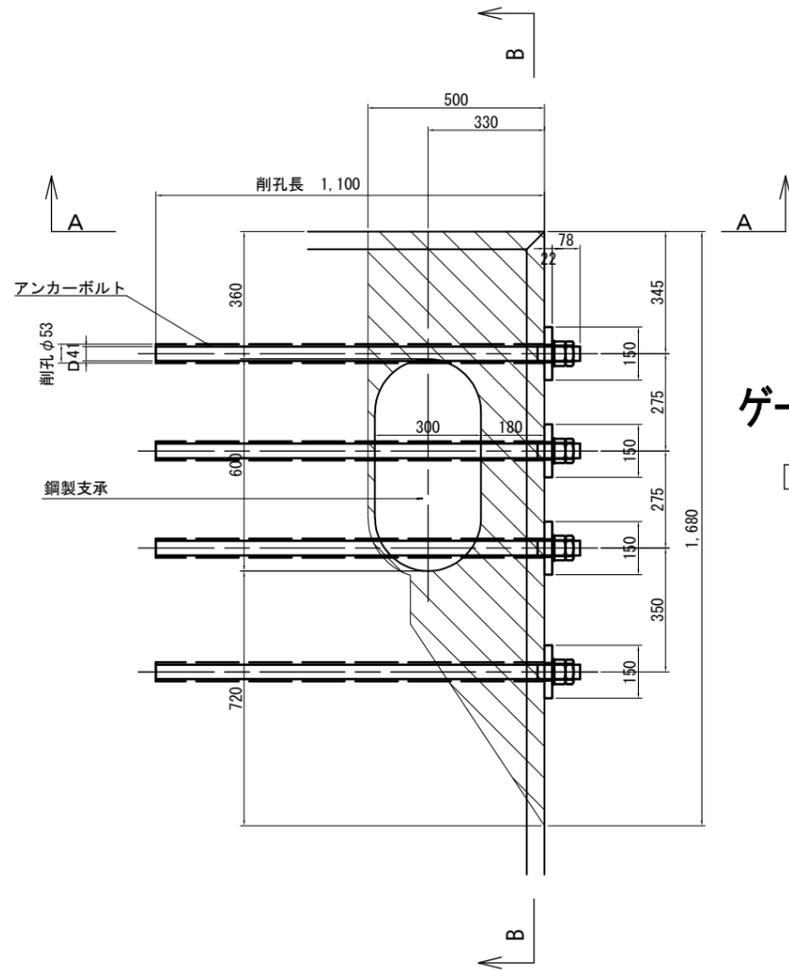
位置図



工事名	令和7年度横山ダム維持補修工事（仮称）		
名称	位置図		
登録番号	—	整理番号	1
独立行政法人水資源機構 揖斐川・長良川総合管理所			

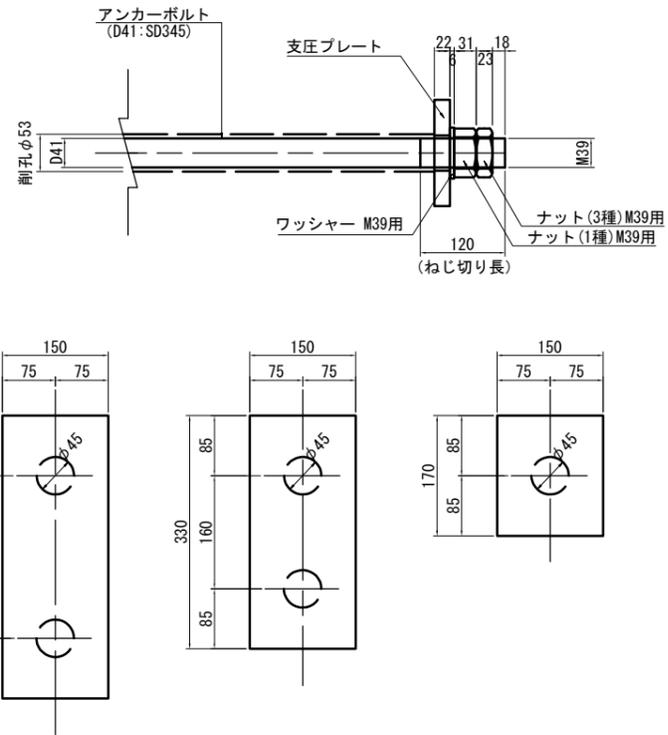
2号クレストゲート操作橋橋台補修図

平面図 S=1:10

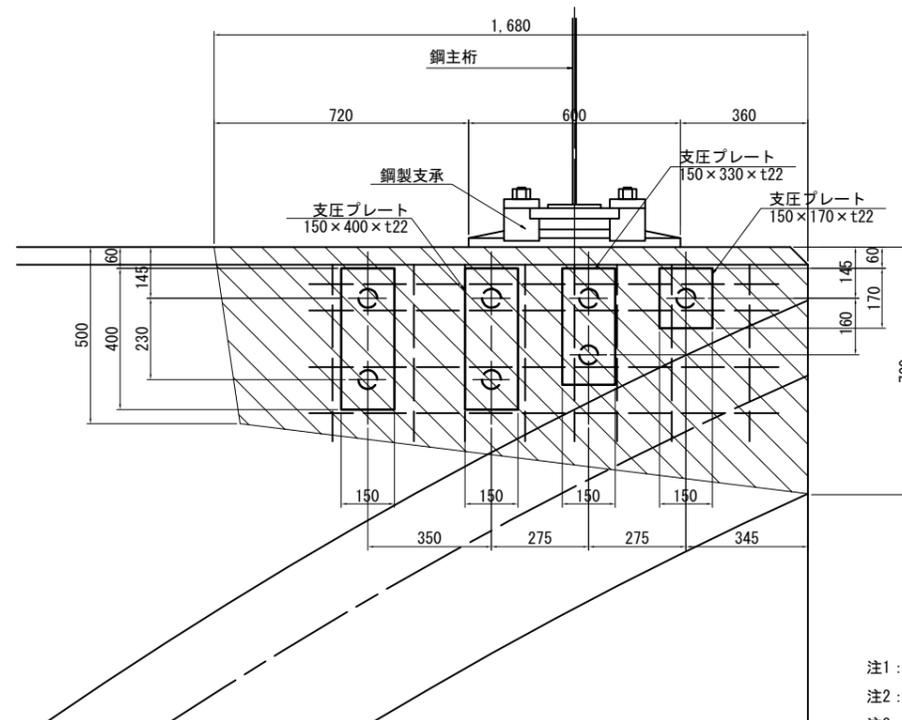


A-A断面

支圧プレート部詳細図 S=1:5

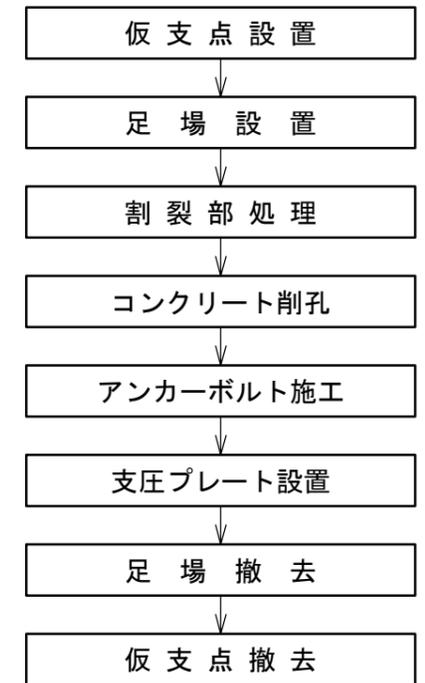


B-B断面



注1: 斜線は割裂部を示す。
 注2: 部材の表面処理は溶融亜鉛メッキとする。
 注3: B-B断面の破線は鉄筋探査結果を示す。

施工手順



クレストゲート操作橋橋台補修工数量表 (1式当り)

名称	規格	単位	数量	備考
コンクリート削孔	削孔径φ53mm	孔	7	削孔長 L=1100mm/本
アンカーボルト	D41 (SD345)	本	7	
支圧プレート	150×400×22 (SS400)	枚	2	W=10.4kg/枚 (溶融亜鉛メッキ)
支圧プレート	150×330×22 (SS400)	枚	1	W= 8.5kg/枚 (溶融亜鉛メッキ)
支圧プレート	150×170×22 (SS400)	枚	1	W= 4.4kg/枚 (溶融亜鉛メッキ)
割裂部処理	エポキシ系	m	4.9	
仮支点部補強工		箇所	1	
油圧ジャッキ損料	フラットジャッキ	式	1	

アンカーボルト数量表 (100本当り)

名称	規格	単位	数量	備考
アンカーボルト	D41 (SD345)	本	100	L=1200mm/本 ねじ切り、ナット等含む
注入材	エポキシ系	kg	117	単位質量 M=1200±200kg/m ³

割裂部処理数量表 (100m当り)

名称	規格	単位	数量	備考
シーリング材	エポキシ系	kg	7	単位質量 M=1700±200kg/m ³
注入材	エポキシ系	kg	103	単位質量 M=1200±200kg/m ³

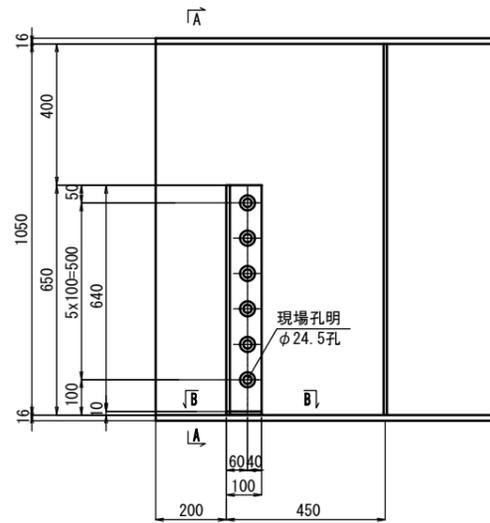
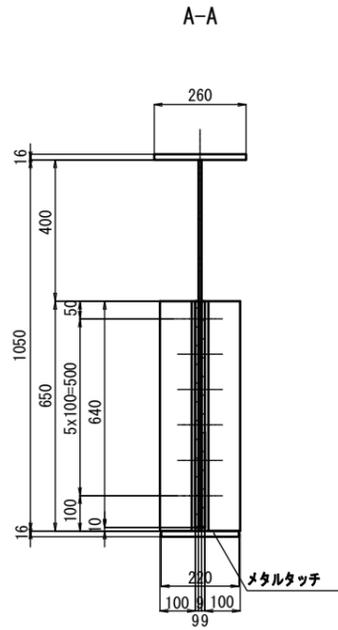
仮支点部補強工 (1箇所当り)

名称	規格	単位	数量	備考
現場孔明工	φ24.5孔	箇所	6	
鋼材重量		kg	32	

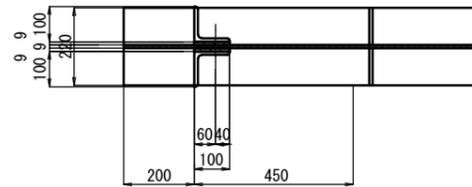
工事名	令和7年度横山ダム維持補修工事 (仮称)		
名称	2号クレストゲート 操作橋橋台補修図		
登録番号	-	整理番号	3
独立行政法人水資源機構 揖斐川・長良川総合管理所			

仮支点補強詳細図

製作数 1個



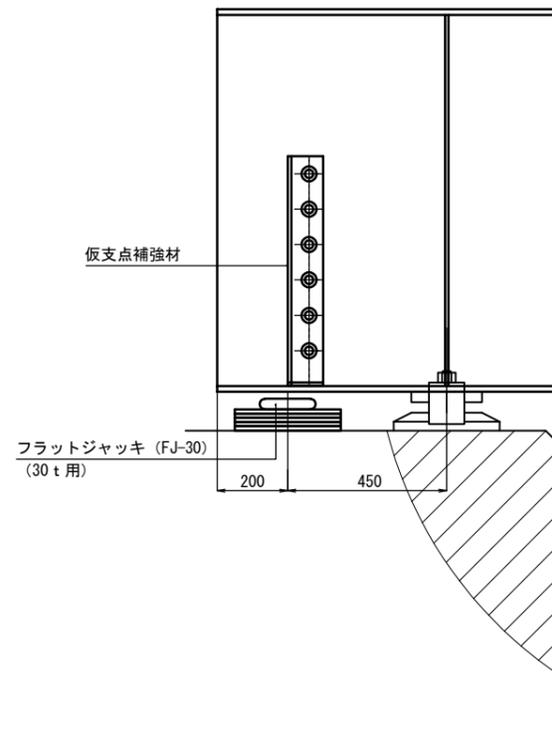
B-B



仮支点補強数量 1箇所当り

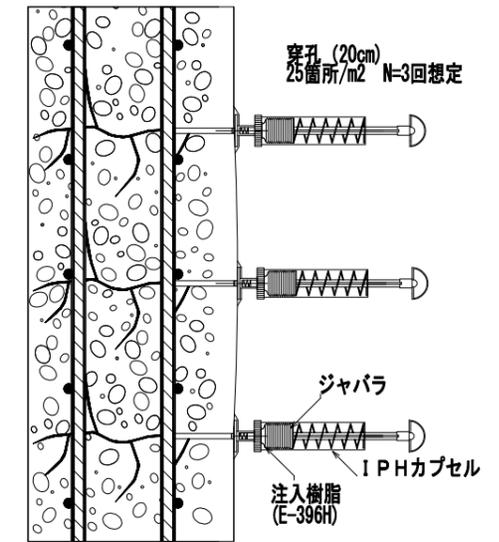
- 2-L 100x100x10x10x650 (SS400)
- 2-PL 100x9x640 (SS400)
- 6-TCB M22x85 (S10T)

仮支点位置図



- 注記)
1. 特記なき材質は全てSM400Aとする。
 2. 工場製作は、現場実測確認のうえ行うものとする。
 3. 施工後は、補強材を取り外し、主桁部材の補修塗装を行うものとする。

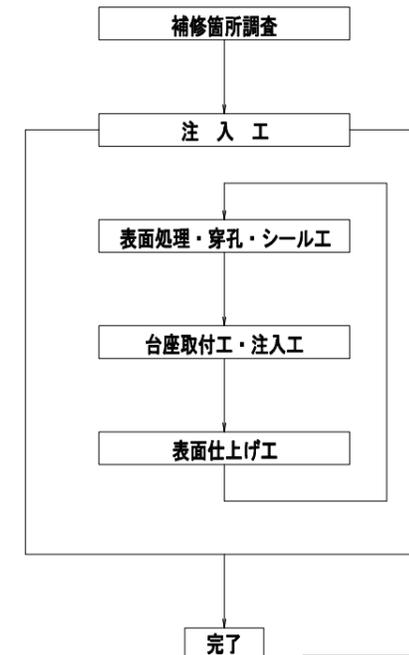
浮き補修工 (IPH工法) 詳細図



浮き補修工数量表 (1m2当り)

名称	規格	単位	数量	備考
注入材	球* 杉樹脂 E-396H	kg	3.75	湿潤対応型注入用球* 杉樹脂

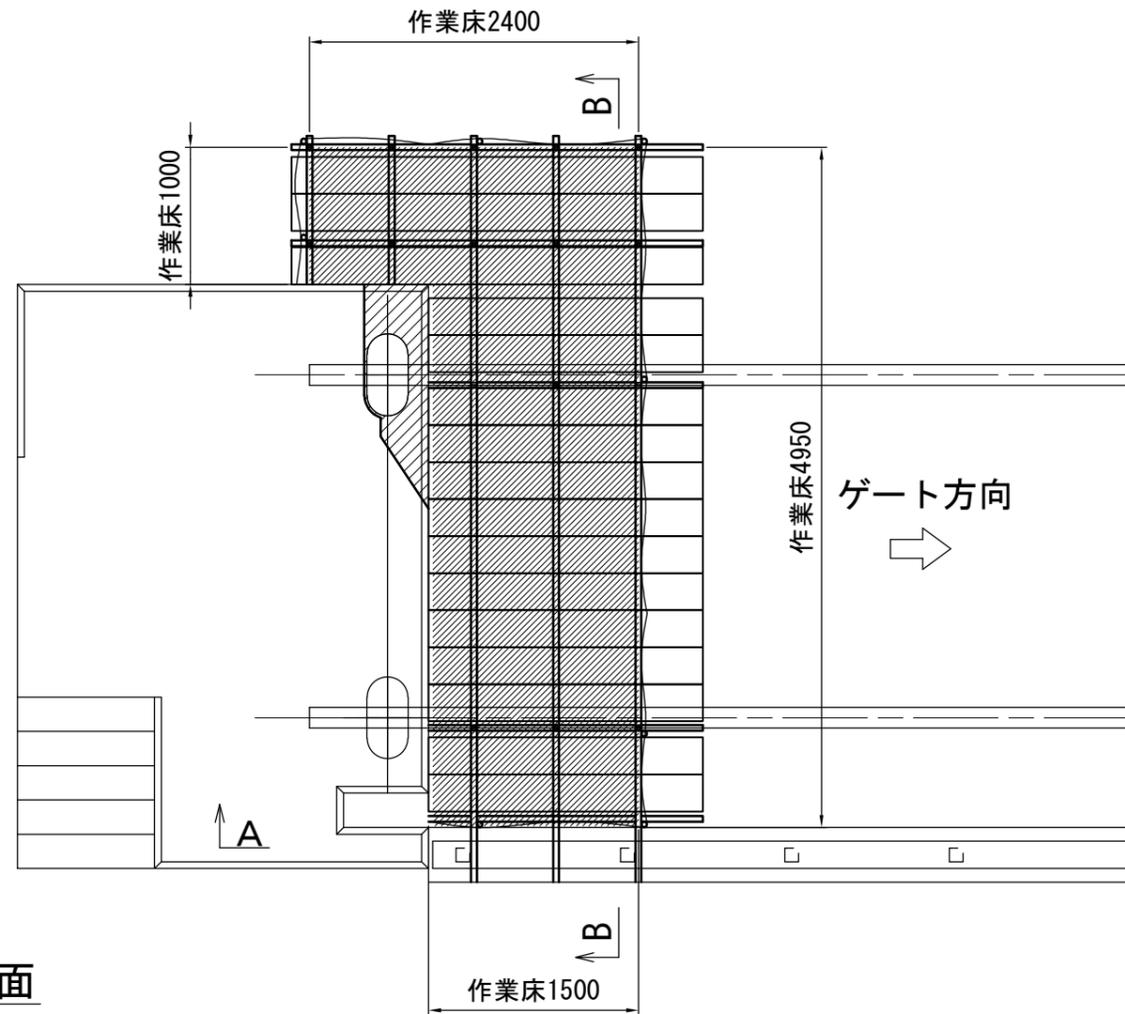
IPH工法施工手順



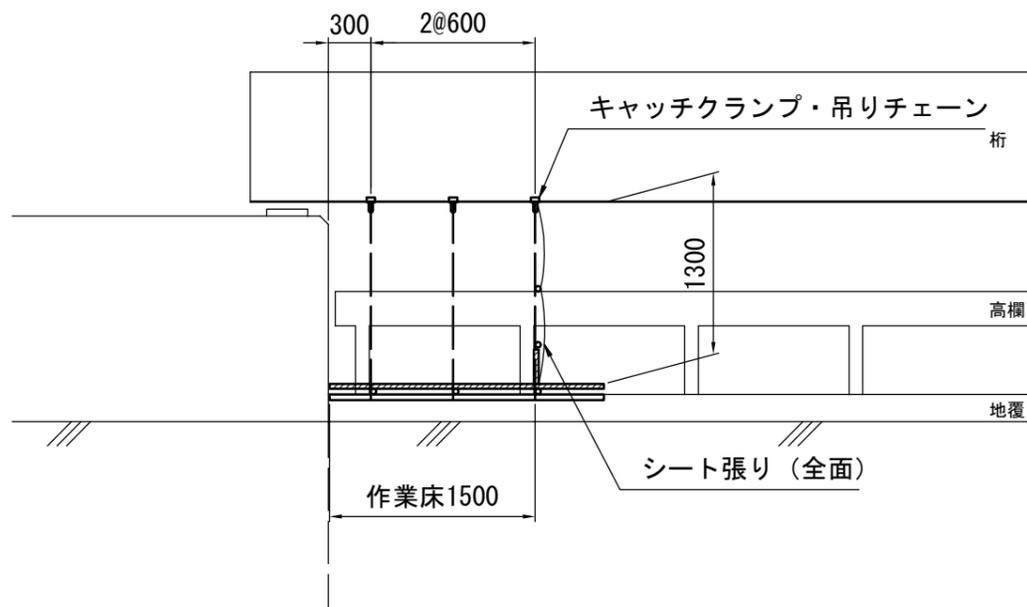
工事名	令和7年度横山ダム維持補修工事 (仮称)		
名称	2号クレストゲート操作橋 補修詳細図		
登録番号	-	整理番号	4
独立行政法人水資源機構 揖斐川・長良川総合管理所			

吊り足場組立図 (参考)

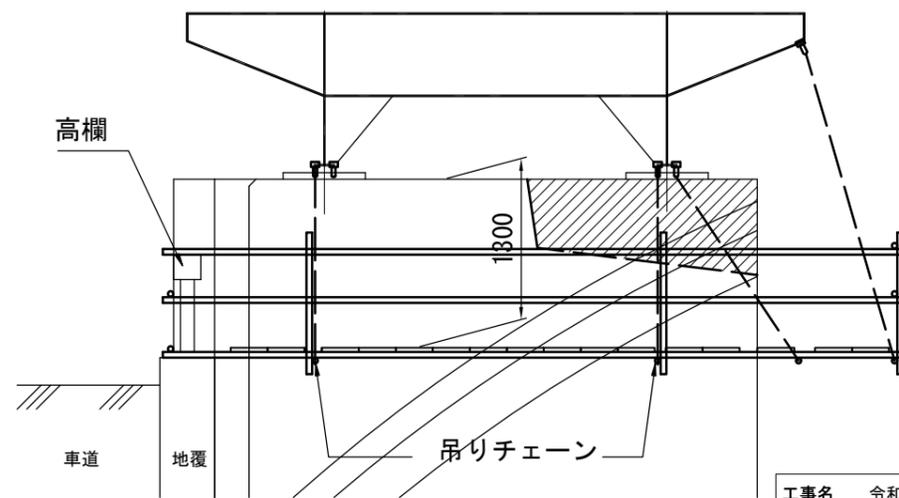
平面図



A-A断面



B-B断面



工事名	令和7年度横山ダム維持補修工事 (仮称)		
名称	吊り足場組立図 (参考)		
登録番号	-	整理番号	5
独立行政法人水資源機構 揖斐川・長良川総合管理所			